

令和6年12月

かずさ水道広域連合企業団議会
定例会会議録

かずさ水道広域連合企業団

令和6年12月
かずさ水道広域連合企業団議会定例会会議録

○招集年月日 令和6年12月2日
○招集の場所 かずさ水道広域連合企業団議場
○開会の日時 令和6年12月2日 午後1時58分
○閉会の日時 令和6年12月2日 午後2時50分
○出席議員

1番	稲毛茂徳君	2番	湯浅 榮君
3番	小国 勇君	4番	三富敏史君
5番	石井志郎君	6番	高橋健治君
7番	石上 壘君	8番	高橋 明君
9番	神蔵五月君	10番	座親政彦君
11番	近藤 忍君	12番	斉藤高根君
13番	川名寛章君		

○出席説明者

広域連合企業長	渡辺芳邦君	副広域連合企業長	高橋恭市君
事務局 長	鈴木茂之君	技 師 長	鶴村 均君
総務課 長	鈴木光教君	企画財政課長	佐野礼征君
経理課 長	鳥部裕志君	業 務 課 長	渡部 肇君
計画課 長	小澤章二君	工 務 課 長	中村忠男君
施設管理課長	鈴木良彦君	用水供給課長	齊藤新一君
計画課副技監	一色崇史君	工務課副技監	鴫田 勝君
施設管理課副技監	林 豊君	経理課主幹	金木孝宏君
計画課主幹	開田智彦君	工務課副課長	白石 晃君
用水供給課副課長	松井紀裕君	用水供給課副課長	加藤正志君
監査委員	露崎善男君		

○出席事務局職員

議会事務局 長	綱島利明	書	記 佐藤唯一郎
書 記	宮野晋也	書	記 小泉絵利香

○議事日程

日程第 1	議席の指定
日程第 2	副議長の選挙
日程第 3	会期の決定
日程第 4	会議録署名議員の指名

日程第 5	議案の上程
議案第 1 号	令和 6 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算 (第 1 号)
議案第 2 号	かずさ水道広域連合企業団水道用水供給事業及び水道事業の 設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 号	かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金 の処分について
議案第 4 号	令和 5 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の 認定について
報告第 1 号	令和 5 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰 越計算書について
報告第 2 号	令和 5 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に 基づく資金不足比率について
日程第 6	広域連合企業長の提案理由説明
日程第 7	議案審議

○議事日程に付した事件 議事日程のとおり



開 会

(令和 6 年 12 月 2 日 午後 1 時 58 分)

議長(斉藤高根君) それでは皆さん、こんにちは。これより令和 6 年 12 月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を開会いたします。本日の出席議員は 13 名であります。定足数に達しております。

議事日程について申し上げます。これからの議事は、皆様のお手元に配布しております日程表に基づいて進行させていただきます。

なお、本会議での発言は、感染症対策のため、すべて着座にてお願いをいたします。

また、議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合企業長、副広域連合企業長及び事務局長ほか、事務局職員の出席を求めましたので御了承願います。

なお、本日の事務局出席者については、座席表をお手元に配布してありますので、御参照ください。



諸 般 の 報 告

議長(斉藤高根君) 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

根本駿輔君、山口進君、榎本雅司君には、任期満了により 11 月 2 日に議員を退任され、後任の議員に袖ヶ浦市議会から稲毛茂徳君、湯浅榮君、小国勇君、以上 3 名が就任されまし

た。続きまして諸岡賛陸君、佐久間勇君には、任期満了により4月24日に議員を退任され、後任の議員には富津市議会から三富敏史君、石井志郎君が就任されました。江野澤吉克君には6月27日に議員を辞職され、後任議員に千葉県議会から川名寛章君がかずさ水道広域連合企業団規約第9条第3項の規定により就任されました。

ここで、このたび就任されました議員の皆さまを御紹介いたします。皆様方におかれましては、御起立の上、紹介されました議員は黙礼をお願いいたします。

議長(斉藤高根君) まずは袖ヶ浦から稲毛茂徳君。

議員(稲毛茂徳君) (黙礼)

議長(斉藤高根君) 続きまして湯浅榮君。

議員(湯浅榮君) (黙礼)

議長(斉藤高根君) 続きまして小国勇君。

議員(小国勇君) (黙礼)

議長(斉藤高根君) 続いて富津市から三富敏史君。

議員(三富敏史君) (黙礼)

議長(斉藤高根君) 同じく石井志郎君。

議員(石井志郎君) (黙礼)

議長(斉藤高根君) そして県の方から川名寛章君。

議員(川名寛章君) (黙礼)

議長(斉藤高根君) 以上でございます。次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に写しを配布しておりますので御了承願います。

諸般の報告は以上であります。



議 席 の 指 定

議長(斉藤高根君) これより日程に入ります。日程第1、議席の指定を行います。

議席は、ただ今、御着席の氏名標のとおりといたします。



副 議 長 の 選 挙

議長(斉藤高根君) 続きまして日程第2、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますけれども、御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) ありがとうございます。御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選に決定をいたしました。

議長(斉藤高根君) 副議長の推選について意見を求めます。

議員(近藤忍君) 議長。

議長(斉藤高根君) 近藤議員。

議員(近藤忍君) 副議長については、富津市選出の石井志郎議員を推選いたします。

議長(斉藤高根君) ありがとうございます。ただ今、近藤忍君から石井志郎君に、副議長の推選がありました。他にはございませんね。

お諮りいたします。

石井志郎君を副議長の当選人と決定することに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) 御異議ないものと認めます。ただ今、推選のありました石井志郎君が副議長に当選いたしましたので、告知いたします。

それでは、副議長に当選されました議員の石井議員、ごあいさつをお願いいたします。

副議長(石井志郎君) ただ今、皆様の御推挙によりまして、かずさ水道広域連合企業団の副議長の要職を担う事となりました。これより、議長を助け議会の円滑な運営を図るため、努力させていただきたいと思っております。皆さまの御格段の御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。よろしくをお願いいたします。



会 期 の 決 定

議長(斉藤高根君) よろしくをお願いいたします。続きまして日程第3、会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日限りとするに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。



会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

議長(斉藤高根君) 続いて日程第4、会議録署名議員の指名をいたします。

本件につきましては、かずさ水道広域連合企業団議会会議規則第97条の規定により、議長において指名をいたします。

会議録署名議員には議席番号3番小国勇君、議席番号5番石井志郎君を指名をいたします。



広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

議長(斉藤高根君) 次に、広域連合企業長から招集のごあいさつがあります。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) 皆さんこんにちは。着座にて失礼いたします。本日ここに、かずさ水道広域連合企業団令和6年12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

はじめに、議員の皆様には一点報告をさせていただきます。

公益社団法人日本水道協会が設けている水道イノベーション賞において、当企業団の取り組みでございます「管末の水質検査業務における障害福祉サービスの活用と推進」が特別賞を受賞いたしました。これは社会的な人手不足により技術の継承と人材育成が大きな課題となっている中で、浄水場と運転管理業務委託の一つの業務であります管末の水質管理業務を千葉県障害者就労事業振興センターへ再委託し、障害者が当該業務に従事可能としたことが全国初の取り組みとして評価され、10月9日に全国大会で表彰されました。

さて、当企業団の事業を開始してから5年8ヶ月が経過しました。将来にわたって住民の皆様が安心安全な水道水を供給していくため、今年4月からは木更津市を除く3市で水道料金を改定させていただきました。これからも日々老朽施設の解消等に取り組み、当企業団の基本理念である「安心できる かずさの水を 次世代へ」を実現するために尽力して参りますので、議員の皆様におかれましては、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日、提案いたします案件は議案が4件、報告が2件、合わせまして6件でございます。詳細は後ほど説明をいたしますが、十分なる御審議をいただきますようお願い申し上げ、招集のあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。



議 案 の 上 程

議長(斉藤高根君) はい。ありがとうございました。続きまして日程第5、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第4号及び報告第1号から第2号までを一括上程いたします。

議案はお手元に配付したとおりです。



広 域 連 合 企 業 長 の 提 案 理 由 説 明

議長(斉藤高根君) 日程第6、広域連合企業長に提案理由の説明を求めます。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) 議長。

議長(斉藤高根君) 広域連合企業長。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) それでは、本日提案いたします議案等の概要につきまして、御説明申し上げます。今議会に提出いたします議案は4件でございます。

議案第1号「令和6年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第1号）」で

ございますが、各市域の配水管工事及び設備に係る設計業務委託について、早期に着手し、施工時期の平準化を図るため、債務負担行為を追加しようとするものでございます。

続きまして議案第2号「かずさ水道広域連合企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、地方自治法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例の整備を行うものでございます。

続きまして議案第3号は「かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、議案第4号は「令和5年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について」議会の議決を得ようとするものでございます。

また、2件の報告がございます。

報告第1号は「令和5年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について」、報告第2号は「令和5年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について」でございます。

以上が、本日の議案の概要でございます。詳細につきましては、事務担当者が説明いたしますので、よろしく御審議くださるよう、お願いいたします。



議 案 審 議

議長(斉藤高根君) ありがとうございます。続きまして日程第7、議案等審議を行います。

まず議案第1号を議題とします。事務局長に補足説明を求めます。

事務局長(鈴木茂之君) 議長。

議長(斉藤高根君) 事務局長鈴木茂行君。

事務局長(鈴木茂之君) はい。それでは、議案第1号「令和6年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算(第1号)」について御説明させていただきます。

資料の1ページをお開き願います。

第1章水道事業でございます。第1条は総則でございます。第2条は「債務負担行為」の追加でございます。表に記載されているところの、遠方監視設備更新工事実施設計業務委託に係る経費、設備更新工事実施設計業務委託に係る経費及び配水管工事に係る経費について、工事や業務委託の契約時期を早めて施工時期の平準化を図るため、新たに設定しようとするものでございます。

なお、水道用水供給事業の補正はございません。

以下、補正予算の内容を補足する資料といたしまして、「補正予算に関する説明書」を添付させていただいております。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

議長(斉藤高根君) はい。補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) 質疑がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第1号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(斉藤高根君) ありがとうございました。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斉藤高根君) 続きまして議案第2号を議題に呈します。事務局長より補足説明を求めます。

事務局長(鈴木茂之君) 議長。

議長(斉藤高根君) 事務局長。

事務局長(鈴木茂之君) それでは議案第2号「かずさ水道広域連合企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、御説明させていただきます。

資料インデックス9ページ、インデックスの「議案第2号」をお開きください。

本件は、令和5年法律第19号地方自治法の一部を改正する法律の施行などに伴い、地方自治法を引用する当企業団の設置等に関する条例に条ずれが発生したことから、必要な整備を行うため、改正条例の制定を議案としてお諮りするものでございます。条例原案は記載のとおりでございます。説明は以上となります。

議長(斉藤高根君) はい。補足説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) 質問がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第2号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(斉藤高根君) はい、ありがとうございました。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斉藤高根君) 続きまして議案第3号を議題といたします。事務局長より、補足説明を求めます。

事務局長(鈴木茂之君) 議長。

議長(斉藤高根君) 事務局長。

事務局長(鈴木茂之君) それでは、議案第3号「かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、御説明をさせていただきます。

資料11ページ、インデックス「議案第3号」をお開きください。

本件は、令和5年度決算における未処分利益剰余金を処分するにあたり、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

13ページをお開きください。表の1は水道事業の部、2は水道用水供給事業の部の処分計算書でございます。まず、1の水道事業の部からご説明いたします。水道事業では、表の右の列、「未処分利益剰余金」の当年度末残高は、16億302万5,381円ですが、こ

のうち13億3,291万4,143円を、議会の議決を得て処分しようとするものでございます。その内訳は、3行目、減債積立金へ4億9,108万8,617円、4行目、資本金への組み入れとして8億4,182万5,526円でございます。

水道用水供給事業は、今回、未処分利益剰余金の処分はございません。

続きまして16ページをご覧ください。積立金の処分に関するセグメントごとの方法と、その根拠を記載しております。3の処分案をご覧ください。利益処分については、当面の間は各市域セグメントの状況を勘案して行うこととされており、木更津・君津市域につきましては、企業債償還金の財源確保をするため減債積立金に、富津市域につきましては、純利益等の状況を勘案し、未処分のまま繰越をしようとするものでございます。なお、袖ヶ浦市域につきましては未処分利益剰余金がございます。

水道用水供給事業の部につきましては、令和6年度予算が赤字予算となっていることを勘案し、未処分のまま繰り越しをしようとするものでございます。説明は、以上でございます。

議長(斉藤高根君) はい、補足説明が終わりました。質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) 質疑はございませんか。ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) 討論がないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第3号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(斉藤高根君) はい。ありがとうございます。挙手全員であります。はい。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斉藤高根君) 続いて議案第4号を議題に供します。事務局長に補足説明を求めます。

事務局長(鈴木茂之君) 議長。

議長(斉藤高根君) 事務局長。

事務局長(鈴木茂之君) それでは、議案第4号「令和5年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について」、御説明致します。

インデックスは「決算の概要」A3版の方になります。横の資料の1ページを御覧ください。事業開始から5年度目となる昨年度でございますが、水道事業では、施設統廃合事業や、工事延長35.2kmにわたる管路更新事業等に取り組みました。水道用水供給事業では、安定的な水道用水供給を可能とするため、施設の耐震化を優先的に実施し、能力の低下や重大故障の回避を図るため、老朽化施設の計画的な更新に取り組んできたところであります。なお、令和6年1月に発生しました、能登半島地震に際しては、当企業団の統合広域化による組織体制を活かしまして、1月から3月初頭にかけて、輪島市など、断水地域への応援給水を行ったところであります。

2ページをお開きください。こちらは決算報告書でございます。予算額に対する「決算額」を示したものでございます。内容は右側の説明欄に記載してございます。

まず、水道事業からです。1「収益的収入及び支出」、「収入」、第1款水道事業収益は、決算額で107億8,321万5,133円、執行率は100%を超えております。収益の内訳は、第1項営業収益は、92億1,292万2,692円であり、約97%が給水

収益となっております。第2項営業外収益は、15億6,995万8,048円で、加入金のほか、長期前受金戻入などとなっております。次に「支出」でございます。第1款水道事業費用は、決算額で100億6,617万59円、営業費用の翌年度繰越が3,355万円発生いたしましたので、不用額は、4億8,027万7,941円であり、執行率は95.1%でございます。内訳は第1項営業費用が97億1,804万5,674円で、その主なものは、用水供給事業への受水費、料金徴収や運転管理業務などの委託料、固定資産の減価償却費などとなっております。なお、不用額の主なものは、委託料、修繕費の執行残でございます。第2項営業外費用は、3億4,295万7,972円で、主なものは、企業債の支払利息でございます。第3項特別損失は、516万6,413円で、その内容は、過年度分の水道料金の軽減等による過年度損益修正損でございます。第4項予備費支出額はございませんでした。収益的収支の差引額は、表下に記載のとおり7億1,704万5,074円、税引き後の当年度純利益は3億5,035万7,554円となっております。

続きまして、3ページをお開きください。「資本的収入及び支出」の「収入」ですが、第1款資本的収入の決算額は、46億9,087万2,311円であり、執行率は45.8%となっております。内訳は、第1項企業債、24億1,340万円で、建設改良事業債でございます。第2項出資金、8億5,636万5,000円は、統合広域化基本計画に基づき4市の一般会計から出資していただいたものでございます。第3項国庫補助金、12億4,148万4,000円は生活基盤施設耐震化等補助金でございます。第4項県補助金、1,152万1,000円は、水道施設緊急電源確保対策事業補助金などでございます。第5項他会計補助金、5,017万6,648円は、高料金対策事業補助金でございます。第6項負担金、1億1,696万2,558円は各種工場の負担金でございます。次に「支出」でございます。第1款資本的支出、決算額74億616万2,782円ですが、建設改良費の翌年度繰越が、58億4,523万8,800円発生しましたので、不用額は11億4,926万2,018円であり、執行率は92.0%となっております。内訳は、第1項建設改良費が、55億7,917万5,990円で、老朽管更新工事などの費用となっております。不用額は、入札差金により発生しております。第2項企業債償還金は、18億2,688万7,792円、第3項工事負担金返還金は、9万9,000円、第4項予備費の執行はございませんでした。なお、資本的支出額に対して、資本的収入額が27億ほど不足しておりますが、表下に記載のとおり、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

4ページをお開きください。水道用水供給事業です。1「収益的収入および支出」、「収入」、第1款水道事業収益は、決算額67億7,553万1,869円で執行率99.7%となっております。内訳は、第1項営業収益が、64億8,508万4,914円であり、うち99.6%が給水収益でございます。第2項営業外収益、2億9,044万6,955円は、長期前受金戻入などとなっております。次に「支出」でございます。第1款水道事業費用、決算額は64億6,754万6,661円ですが、営業費用の翌年度繰越額が2,019万6,000円発生しましたので、不用額は、6億8,243万4,339円であり、執行率は90.5%となっております。この内訳でございますが、第1項営業費用が、62億4,752万2,612円で、浄水場の運転管理等の業務委託料、施設・設備等の修繕費、減価償却費などがございます。なお、不用額の主なものは、委託料などの執行残でございます。第2項営業外費用2億2,002万4,049円は、企業債の支払利息、消費税及び地方消費税納付額などがございます。第3項特別損失並びに、第4項予備費については、いずれも執行はございませんでした。以上、収支差引額は、表下に記載のとおり3億798

万5, 208円、税引き後の当年度純利益は1億6, 651万1, 869円となりました。

5ページをお開きください。「資本的収入及び支出」の「収入」です。第1款資本的収入では、決算額は、9億466万9, 846円であり、執行率は65.2%となっております。内訳は、第1項企業債4億7, 000万円、第2項出資金4, 710万円、これは、構成団体からの出資金です。第3項国庫補助金3億7, 235万6, 000円、第4項県補助金1, 250万円、第5項その他資本的収入271万3, 846円、これは、令和4年度亀山ダム及び片倉ダム共同施設の改良等工事に関する精算に係る過納付額の戻入となっております。次に「支出」でございます。第1款資本的支出で、決算額は26億5, 987万4, 947円で、翌年度繰越額が8億4, 152万9, 000円発生しましたので、不用額は、1億8, 967万1, 753円となり、執行率は94.9%でございます。内訳は、第1項建設改良費が19億9, 448万6, 313円、その主なものは、第2中継ポンプ場電気計装設備更新工事などでございます。なお、不用額については、主に工事の入札差金でございます。第2項企業債償還金が6億6, 538万8, 634円で、企業債の定期償還金、元金分です。第3項予備費の執行はございませんでした。また、資本的支出額に対して、資本的収入額が17億6千万円ほど不足しておりますが、表下に記載のとおり、当年度分の消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしました。以上が、水道用水供給事業の決算の概要でございます。

6ページをお開きください。1「業務量」ですが、水道事業では、年間総有収水量3, 217万4, 992 m^3 、1日平均有収水量8万7, 910 m^3 、給水戸数13万9, 950戸、給水人口31万7, 764人です。年間の有収水量が、前年度比で1.0%減、水道料金収入は、0.8%減となりました。また、水道用水供給事業では、年間総有収水量5, 160万2, 028 m^3 、1日平均有収水量14万989 m^3 です。年間の有収水量が、前年度比で3.8%増、給水料金収入は1.2%増となりました。

なお、決算に伴い監査委員から決算意見書をいただいております。その内容でございますが、「決算報告書及び決算付属書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成されており、計数は正確に処理され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。」との御意見をいただいているところでございます。説明は以上でございます。

議長(斉藤高根君) はい。ありがとうございます。それでは補足説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員(近藤忍君) はい。

議長(斉藤高根君) 近藤議員。

議員(近藤忍君) 改めて確認ということで質問させていただきます。資本的支出におきまして、5年度は大幅な繰越が出ていますが、これは令和5年度までが水道事業が厚生労働省管轄の団体であって、6年度から国土交通省に移管するに伴い、厚生労働省から補助金を2年分まとめて貰っているような、国庫補助を貰っている分が先送りになっているのでこれだけ大きな額が残っているという認識で、まずそれは間違いないかということを確認致します。

議長(斉藤高根君) 当局の答弁を求めます。

事務局長(鈴木茂之君) はい。

議長(斉藤高根君) 事務局長。

事務局長(鈴木茂之君) 今、議員御指摘のとおりでありまして、厚生労働省から国土交通省に移管されたというようなことに伴う、令和5年度限りの措置であるというふうに向っております。

議員(近藤忍君) はい。

議長(斉藤高根君) 近藤議員。

議員(近藤忍君) それでは本来であれば、これが5年度ではなく6年度の決算になるのかもしれませんが、厚生労働省から出ている国庫補助金について、その国庫補助金としての使用そのものが5年度の繰越だけれど事業としては6年度になる事になるかと思うのですが、その国庫補助が適切に使われている、または不足している過大であるというような確認行為というのは、国交省が行うようなことになるのか、ちょっとその辺りの流れというのがおわかりでしたら御説明いただきたいと思います。

企画財政課長(佐野礼征君) はい。

議長(斉藤高根君) 佐野課長。よろしくお願いします。

企画財政課長(佐野礼征君) ただ今の近藤議員の質問にお答え致します。補助金につきましては、令和5年度対応ということで厚生労働省からいただいておりますけれども、6年度から国土交通省の対応となっておりますので、全てについて国土交通省の、今後については対応となるというふうに考えております。

議員(近藤忍君) はい。

議長(斉藤高根君) はい。近藤議員。

議員(近藤忍君) とすると、地方自治体とかなんかで国庫返還とか、使い切れなかった分について返還するようなことが多々あるかと思うのですが、それについては6年度で今度は国交省に返すというような事務処理になるという認識でよろしいでしょうか。

企画財政課長(佐野礼征君) はい。

議長(斉藤高根君) 佐野課長。

企画財政課長(佐野礼征君) 近藤議員のおっしゃるとおりでございます。

議員(近藤忍君) 了解です。

議長(斉藤高根君) はい。ほかに。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) 石上議員。

議員(石上壘君) まず始めにですね、今年初めの能登半島地震における断水の地区に対して、給水事業、本来業務がある中で対応していただきまして、本当にありがとうございました。敬意を表したいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。まず令和5年度の配水管と給水管の漏水件数について伺いたいと思います。また、各セグメントごと、各市ごとの件数や漏水した管種のうち老朽管の割合がわかれば併せてお伺いしたいと思います。

議長(斉藤高根君) 当局の答弁を求めます。

技師長(鶴村均君) はい。

議長(斉藤高根君) 鶴村技師長。

技師長(鶴村均君) はい。漏水件数についてご質問がありましたので、お答えします。令和5年度の漏水件数は、1,246件で、そのうち配水管が314件、給水管が932件で全体の4分の3が給水管の漏水となっています。各市域の件数ですが木更津市域が565件、君津市域が267件、富津市域が284件、袖ヶ浦市域が130件です。また、配水管漏水314件のうち老朽管の漏水は273件で、その割合は約87%となっております。漏水した老朽管のうち塩ビ管が233件と最も多く、全体の約74%を占めており、また、老朽管以外の管種としては鋼管が19件、管破損ではなく仕切弁の接続部等からの漏水が22件発生しました。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) はい。石上議員。

議員(石上壘君) はい。大変わかりました。続いてですね、衛星を使用した漏水調査のところを聞きたいのですが、令和5年度は従来行ってきた路面音聴の他、衛星を使った漏水調査を実施したとのことでしたが、その結果と今後の見込みについて、お伺いしたいと思います。

議長(斉藤高根君) 当局の答弁を求めます。

施設管理課長(鈴木良彦君) はい。議長。

議長(斉藤高根君) 鈴木課長。

施設管理課長(鈴木良彦君) はい。お答え致します。衛星による調査につきましては、地下水を誤って探知しないように内陸部の漏水多発区域に限定して行い、総管路延長約2,900kmのうち1,055kmを調査対象としました。衛星による調査は、休耕田と引き潮の時期を考慮して10月1日の衛星画像を用いるものとし、その結果、半径100mの円で示した漏水疑い箇所を302箇所、抽出することが出来ました。その後、その円内の配水管を従来の音聴探査で2次調査を行ったところ、86箇所でも漏水を確認することができ、発見率は28.4%でございました。この結果は低いものかもしれませんが、漏水は配水管より給水管からのものが多く、その割合が全体の4分の3であるため、給水管も含めた調査を行えば結果は異なったかもしれません。衛星による調査の効果につきましては、かずさ水道の給水区域全域の調査を従前の音聴では3年かかるところ、1年でできること、2次調査として音聴探査が必要であるものの、その範囲を絞りこむことで、その費用を削減できる可能性があることです。令和5年度の実績では、音聴探査の範囲を1,055kmから176km、16%に絞りこむことができたので、今後の見込みとしては、今年度の衛星の調査範囲をかずさ水道の給水区域全域まで拡大し、引き潮時の沿岸部での検証や音聴探査の範囲を絞り込むことによる費用削減効果を検証したいと考えております。以上でございます。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) はい。石上議員。

議員(石上壘君) はい。わかりました。次にですね、決算意見書の22ページ「2」の「費用について」に要素別構成表がありますが、その中の動力費について、令和4年度と比較して大きく減額されていますが、これは何の効果によるものかお伺いしたいと思います。

議長(斉藤高根君) 当局の答弁を求めます。

用水供給課長(齊藤新一君) はい。議長。

議長(斉藤高根君) 齊藤課長。

用水供給課長(齊藤新一君) はい。質問にお答え致します。令和4年度と比較して減額となっている主な理由ですけれども、電気料金単価が低下したことによるものです。令和4年度は世界的な燃料価格の高騰によりまして、電気料金のうち変動制の単価である「燃料費調整額」が急騰したことによりまして、これが令和5年1月まで値上がり続け、これがピークとなりました。しかし、令和5年2月からの検針分から国の電気料金の激変緩和対策による補助が始まった事などによりまして、料金単価が徐々に低下に転じたため、令和4年度と比較しまして大きく減額となったものでございます。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) はい。石上議員。

議員(石上壘君) 今の答弁の中にありました「燃料費調整額」とは何なのかお伺いします。

用水供給課長(齊藤新一君) 議長。

議長(斉藤高根君) 齊藤課長。

用水供給課長(齊藤新一君) はい。お答えします。火力燃料費の変動価格がありまして、これ

を電気料金に迅速に反映するための制度で、毎月自動的に電気料金に調整をかけるものがございます。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) はい。石上議員。

議員(石上壘君) では令和4年度と令和5年度では単価にどれほど差があったのか、また、国の電気料金補助はどのようなものだったのかお伺いします。

用水供給課長(斉藤新一君) 議長。

議長(斉藤高根君) 斉藤課長。

用水供給課長(斉藤新一君) 令和4年度と令和5年度の比較ですけれども、1キロワットあたりの単価では、令和4年度が27.6円であったのに対しまして、令和5年度は22.37円となりまして、5.23円の低下となりました。また、国の補助ですけれども、電気料金激変緩和措置としまして、高压電力におきまして令和5年2月分から令和6年6月分まで補助が行われました。また、同年9月分から11月分にかけて電気料金支援の名目で補助が行われているものです。以上です。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) はい。石上議員。

議員(石上壘君) それでは次、今後の電気料金単価の見通し等はいかがなものか、ちょっとお伺いしたいと思います。

用水供給課長(斉藤新一君) 議長。

議長(斉藤高根君) 斉藤課長。

用水供給課長(斉藤新一君) 今後の見通しですが、先ほど説明しました「燃料費調整額」は火力燃料価格や為替により変動するため見通しが立てづらいものです。国の補助につきましても、現在行われているものが11月までとなっており、この先の動向が不透明なことから、上昇傾向に向かうと考えております。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) はい。石上議員。

議員(石上壘君) はい。今質問した中ですね、企業団の中で未だ多くの漏水が発生しておりますが、衛星を使用した漏水調査では調査期間の短縮や漏水範囲の絞り込み等効果があることがわかりました。今後も、色々な角度から効果について検証していく必要があると認識していますので、引き続き調査結果とその効果について、議会に対して明示していただくようお願いいたします。

また、用水供給の動力費についてもですね、電気費用の単価が大きく影響することがわかりました。今後についても更に漏水を減らす方策を講じ、動力費についても、国の政策に影響されることが大きいと思いますが、マイクロ水力発電の利用拡大を検討していただくなどできる限り安定的に、且つ、節電が出来る方策を講じていただければと思います。私の方は以上です。

議長(斉藤高根君) はい。ほかに。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) 質疑ありませんか。質疑終局と認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) 討論がないものと認め、討論を打ち切ります。

これより議案第4号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(斉藤高根君) はい、ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斉藤高根君) 続きまして、報告第1号について、事務局から報告をお願いを致します。

事務局長(鈴木茂之君) 議長。

議長(斉藤高根君) 事務局長。

事務局長(鈴木茂之君) それでは、報告第1号「令和5年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について」、御説明させていただきます。

資料インデックス「報告第1号」の19ページをお開きください。これは、地方公営企業法第26条第1項及び第2項の規定により、令和5年度予算の一部を令和6年度に繰り越ししようとするもので、同条第3項の規定により、その旨を議会に報告しようとするものでございます。

繰越の内容でございますが、少しページ飛ばしまして、32ページを御覧ください。まず水道事業の部でございます。資本的支出のうち建設改良費で、計算書の中程、翌年度繰越額の欄の一番下の行に記載されている58億4,523万8,800円と、続いて見開きの33ページをお開きください。こちらも水道事業の部でございますが、水道事業費用のうち営業費用で計算書の中ほど、翌年度繰越額の欄の一番下の行に記載する3,355万円の合計58億7,878万8,800円を繰り越したものでございます。

35ページをお開きください。水道用水供給事業の部において、資本的支出のうち建設改良費で計算書の中ほど、翌年度繰越額の欄の一番下の行に記載する8億4,152万9,000円と、次のページ、36ページをお開きください。こちらも水道用水供給事業の部において、水道事業費用のうち営業費用で、計算書の中ほど、翌年度繰越額の欄の一番下の行に記載する2,019万6,000円の合計で、8億6,172万5,000円を繰り越したものでございます。

先ほどの質疑の中でもお話がありましたけれど、今回の繰越対象事業は例年に比べて非常に多くなっております。これは説明欄にもそれぞれ記載されているとおり、その多くは国の補正予算に対応し、国庫補助金を最大限に活用するため、令和6年度に予定していた事業を前倒して令和5年度に予算計上し、その全額を未契約繰越をしたもの、によるものでございました。この他、他団体が施工する工事の影響や、世界的な半導体供給不足の影響による通常繰越理由となるものを含め、建設改良繰越となった事業が水道事業で86件、水道用水供給事業で10件、合計で96件、また、追加作業が必要となったり、やはり世界的半導体等の供給不足により、機器の制作遅延があったことなどにより、事故繰越となった事業が水道事業で2件、水道用水供給事業で1件、計3件で、合計99件となっております。説明は以上でございます。

議長(斉藤高根君) はい。報告第1号は只今の報告により、ご了承願います。

続きまして、報告第2号について、事務局から報告を願います。

事務局長(鈴木茂之君) 議長。

議長(斉藤高根君) 鈴木局長。

事務局長(鈴木茂之君) それでは報告第2号「令和5年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について」、御説明いたします。

資料インデックス「報告第2号」37ページをお開きください。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づき算定致しました資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告しようとするものでございます。

開いていただいて39ページをお開き願います。資金不足比率につきましては、水道事業、水道用水供給事業、共に令和5年度決算において資金に不足が生じていないため、算定表に記載のとおり該当がございません。このページの後に、監査委員の意見書を添付しております。

45ページ、意見書の1ページをお開きください。3の審査の結果にありますとおり、「資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認められる。」との御意見を頂戴しております。説明は以上でございます。

議長(斉藤高根君) はい。報告第2号については只今の報告により、ご了承願います。

議長(斉藤高根君) 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

~~~~~

### 広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

**議長(斉藤高根君)** ここで、広域連合企業長から閉会のごあいさつがあります。広域連合企業長。

**広域連合企業長(渡辺芳邦君)** 閉会に当たりまして、一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決をいただき、誠にありがとうございました。

今後とも、議員皆様の御指導とお力添えをお願い申し上げ、閉会に当たっての御礼のあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

~~~~~

閉 会

議長(斉藤高根君) 以上をもちまして、令和6年12月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(令和6年12月2日 午後2時50分)

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

令和6年12月26日

かずさ水道広域連合企業団議会議長 齊 藤 高 根

同 会議録署名議員 小 国 勇

同 会議録署名議員 石 井 志 郎